

令和 7・8 年度建設工事競争入札参加資格審査申請書提出要領

1 受付期間

定期	令和 7 年 2 月 3 日（月）から令和 7 年 2 月 28 日（金）まで
随時	令和 7 年 6 月 2 日（月）から令和 7 年 6 月 10 日（火）まで 令和 7 年 9 月 1 日（月）から令和 7 年 9 月 10 日（水）まで 令和 7 年 12 月 1 日（月）から令和 7 年 12 月 10 日（水）まで 令和 8 年 3 月 2 日（月）から令和 8 年 3 月 10 日（火）まで 令和 8 年 6 月 1 日（月）から令和 8 年 6 月 10 日（水）まで 令和 8 年 9 月 1 日（火）から令和 8 年 9 月 10 日（木）まで 令和 8 年 12 月 1 日（火）から令和 8 年 12 月 10 日（木）まで

2 有効期間

定期：令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間

随時：申請した月の翌月から令和 9 年 3 月 31 日まで

- ・市内業者のみ、令和 8 年 2 月（予定）に継続手続きが必要です。

3 申請方法

原則として郵送

- ・受付印が必要な方は、返信用封筒に 110 円切手を貼り返信先宛名を記載したもの
又は、返信用はがきに 85 円切手を貼り返信用の宛名を記載したものを
添付して下さい。
- ・郵送の場合は、提出期限日までの消印のあるものが有効です。
- ・提出期限日の翌日以降の申請は受付できません。

（※持参の場合は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土日・祝日を除く。）に提出すること。）

4 提出先

〒743-8501 光市中央六丁目 1 番 1 号 光市役所総務部入札監理課

- ・TEL 0833-72-1404（工事監理係）

5 申請様式

光市独自様式

- ・光市独自様式を光市総務部入札監理課ホームページからダウンロードして
ください。（参照：下記 URL、右記コード）

(<https://www.city.hikari.lg.jp/soshiki/2/nyusatsu/4061.html>)

- ・国土交通省又は山口県様式に必要な書類を追加して提出できます。



6 提出方法

A4フラットファイルで提出（紙・色指定なし）

- ・「7 提出書類一覧」の番号順に書類を綴じて提出してください。
- ・表紙、背表紙に社名を記載してください。

7 提出書類一覧（建設工事）

番号	市内業者	市外業者	提出書類
1	○	○	競争入札参加資格審査申請書及び総括表(別シート) 【様式第1号】
2	○	○	営業に必要な許可通知書又は許可証明書の写し（注意事項※2）
3	○	○	履歴事項全部証明書（写し可） ※ 申請受付開始日の3箇月前から申請受付期間内に発行されたもの。
4		○	営業所一覧表 【様式第2号】
5	○	○	誓約書（個人の場合） 【様式第3号】
6	○	○	使用印鑑届・委任状兼使用印鑑届 【様式第4号】
7	○	○	経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写し（注意事項※3） ※ 申請受付日において有効な審査基準日であること。
8	○		I S O（9001, 9002, 14001）の認証の写し（取得している業者）
9	○		建設業に従事する総職員名簿（市内本店のみ） 【様式第5号】 ※ 雇用関係を確認できるもの（写し）を添付してください。 参照：「雇用関係を確認できる書類例」
10	○	○	技術者経歴書 【様式第6号】
11	○	○	工事経歴書 【様式第7号】
12	○	○	税の未納・滞納がない証明書（写し可）
			(法人) 国税：本社に係る納税証明書（その3の3証明書） 県税：本社所在地（委任があるときは委任先地）に係る都道府県に納める全ての税 市税：本社所在地（委任があるときは委任先地）に係る市町村に納める全ての税 ※上記に加え、光市に支店・営業所を有する場合は、 <u>委任の有無に関わらず</u> <u>光市発行の完納証明書</u> を提出。 また、代表者もしくは受任者が光市在住の場合は、 <u>代表者又は受任者の光市発行の完納証明書</u> も併せて提出。 ※ 申請受付開始日の3箇月前から申請受付期間内に発行されたもの。
			(個人) 代表者個人に係る、国（その3の2証明書）、都道府県及び市町村に納める全ての 税の未納・滞納がない証明書 ※ 申請受付開始日の3箇月前から申請受付期間内に発行されたもの。
13	○	○	業態調書 【様式第8号】
14	○	○	暴力団排除に関する誓約書 【様式第9号】

注意事項

※1 「○」は、必ず提出しなければならない書類です。

※2 営業に必要な許可通知書又は許可証明書の写し（番号2）は、資格の取消しを受けた場合や有効期限が切れた場合、入札参加資格がなくなります。更新後、最新の証明書の写しを速やかに提出してください。

※3 経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写し（番号7）は、有効期間が切れた場合、入札参加資格がなくなります。更新後、最新の通知書の写しを速やかに提出してください。

※4 不足書類があるときは受付できません。

雇用関係を確認できる書類例（市内業者のみ提出）

内 容	根 拠	所有者	作成者	備 考
健康保険被保険者証 ※別冊「健康保険被保険者証の写しの提出について」参照	健康保険法	雇用者	健康保険組合等	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる。
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	健康保険法	雇用主	日本年金機構	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額は通知される。
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書	地方税法	雇用主	市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される。
雇用保険被保険者証	雇用保険法	雇用主及び雇用者	公共職業安定所	法人・個人を問わず、1人以上を雇用する事業所に雇用される者は、被保険者となる。

【遵守事項：必ずお読みください】

確認書類は、「建設業に従事する総職員名簿」に記載した建設業に従事する職員が事業所に雇用されていることを確認するために使用します。そのため、

「事業者名」、「職員の氏名」及び「雇用年月日」の項目以外はマジック等で塗りつぶし、市が確認できないようにしてください。

なお、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書で会社名が確認できないもの、雇用保険被保険者証等で、会社名及び雇用年月日が確認できないものは受付できません。また、確認書類の提出ができない職員については、源泉徴収票等の提出で可とします。